

久留米市チケット法律相談

久留米市が発行するチケットを持参すると、弁護士会久留米法律相談センターで無料の法律相談を受けることができます。

- ・チケット（紹介状）の交付申請は、毎月、月初めの平日 8 時 30 分から久留米市広聴・相談課で受付をします。毎月、先着 20 枚までです。
- ・お一人につき年度内 1 回限り利用出来ます。
- ・久留米市広聴・相談課でチケット（紹介状）の交付を受けてから弁護士会久留米法律相談センターに相談日時を予約をしてください。

【対象者】久留米市民（市外居住者は利用不可）

【相談会場】久留米法律相談センター 久留米市篠山町 11-5（筑後弁護士会館内）

【利用方法と注意事項】

1. 久留米市広聴・相談課でチケット（紹介状）を交付申請の上、受領してください。

（ア）受付及び受け取り時間：月曜日から金曜日の 8 時 30 分～17 時 15 分（祝日、年末年始を除く）

（イ）申請方法：久留米市役所へ来庁または電話で申請

（TEL）0942-30-9017

（注意）電話で申請された場合は翌日から 2 週間以内に広聴・相談課で受領してください。2 週間を過ぎて受け取りに来られない場合は、申請が取り消されます。

2. 弁護士会久留米法律相談センターに電話して相談日時を予約してください。

（TEL）0942-30-0144

3. 弁護士会久留米法律相談センターで予約した日時にチケット（紹介状）を持参の上、相談を受けてください（お一人 30 分間）。